


・・・ひとり親家庭等への支援制度について・・・

ひとり親家庭等の皆さんが、子育てをしながら安心して働き、こどもが健やかに育つことができるように、生活支援や就業支援などさまざまな支援を行っています。支援要件など詳しくはお問い合わせください。

	支援内容	問い合わせ
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭に児童扶養手当を支給	こども政策課 (給付支援担当) ☎229-3155
児童援護金	児童扶養手当の対象世帯で、本人の所得制限超過により全部支給停止となる場合、その超過額が40万円を超えない範囲であれば児童援護金を支給	
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	親の就業に必要な知識・技能の習得や、こどもの就学支度資金、修学資金などの各種資金を低金利または無利子で貸し付ける制度	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親で、適職に就くために必要な技能や資格の取得を目指し、厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講した場合、修了後に受講費用の6割相当額を支給(要事前相談)	
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親で、就職の際に有利であり、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成期間1年以上の教育機関で修業する場合に、生活費の補助として給付金を支給(要事前相談)	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親や児童の学び直しを支援することで、就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座受講料の一部を助成(要事前相談)	
自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者と個別に面談を行い、その人に応じた目標や支援内容などを決定し、ハローワークと連携して就業などの支援を実施	

ひとり親家庭支援の情報発信

ひとり親家庭支援情報メールマガジン

毎月1日に制度の案内や、受講生募集など役立つ支援情報を発信しています。



ひとり親家庭のしおり

ひとり親家庭等が利用できる制度や、関係機関などを紹介しています。



津市母子父子寡婦福祉会

市内に10支部あり、母子・父子家庭、寡婦の交流事業を通じて、ひとり親家庭などの悩みの相談や仲間づくりを支援しています。親子で参加できる楽しい行事もあります。

問い合わせ 津市母子父子寡婦福祉会(津市ふれあい会館内、☎223-2085 ※月曜日、祝・休日、年末年始を除く)



中学校卒業までの児童を
養育している人へ

児童手当の手続きをお忘れなく！

児童手当は家庭等における生活の安定や、次代を担う児童の健やかな成長のため、中学校卒業までの児童を養育している人に手当を支給する制度です。

次の場合は、事由発生日から15日以内に手続きが必要です。手続きが遅れると、手当の返還や支給できない月が生じる場合があります。手続きが必要かどうか不明な場合はこども支援課(4月1日以降はこども政策課)へお問い合わせください。

- 受給者が津市へ転入したとき、他市区町村へ転出するとき
- 受給者または配偶者が公務員になったとき
- 受給者が公務員を退職したとき
- 新たに児童が生まれたとき など



卒業により4月から中学生までの児童がいなくなる児童手当受給者は、津市への手続きは不要です(公務員は除く)。3月分までの手当は、4月5日(金)に振り込まれます。なお、10月分からの児童手当制度拡充については、詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。